

2023年5月8日

金融庁監督局銀行第二課 御中

一般社団法人全国銀行協会

『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』
等の一部改正（案）」に対する意見

4月5日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)等 (注3)(略)銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて実証実験を行う場合には、	本監督指針改正案の要件を満たす実証実験であれば、ユーザーからの対価の収受を伴うものについても認められるという理解でよいか。
2	V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3) (注3)(略)当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、銀行や銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。	検討が求められるリスク等は、あくまで「当該実証実験」に係るものであり、実証実験の実施前段階で、事業化した場合に想定されるリスク等までを個別具体的に検討することまでは求められず、その検討や挙証の程度も、実証実験の規模や態様に応じたものとの理解でよいか。実証実験は、事業化した際のリスクや課題等の洗い出しを行うものであり、実証実験段階で事業化時と同様の検討が求められる場合、過度な負担となり、イノベーションを阻害する虞がある。
3	V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※ ※ ここで言う「 <u>実証実験</u> 」とは、 <u>他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。</u>	本監督指針改正案は、「『他業銀行業高度化等会社(一定の銀行業高度化等会社を含む)』設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するもの」とされている。 このような場合には必ずしも当たらない、従前から事実行為として業務範囲規制の範囲内で整理され行われてきたものと同種の実証実験について、本監督指針改正後も、 (1)引き続き実施できるという理解でよいか。 (2)追加の負担が求められないという理解でよいか。

No.	該当箇所	意見等
4	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p> <p>※ ここで言う「実証実験」とは、<u>他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。</u></p>	<p>他業銀行業高度化等会社の設立に際し行われる実証実験であって、業務範囲規制に抵触しないとの整理が別途行われているものに関して、改めて本監督指針改正案にもとづく整理を求められるわけではない、という理解でよいか。</p>
5	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p> <p>※ (略)銀行本体や当該銀行のグループ会社等において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。</p>	<p>「当該銀行のグループ会社等において」は、銀行持株会社を含むとの理解でよいか。本監督指針改正案に則り行う限りは、事実行為として実施可能であるとの理解でよいか。</p>
6	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p> <p>※(略)なお、銀行は、実施しようとする実証実験が、当該銀行や当該銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。</p>	<p>上記のとおり実証実験を銀行持株会社で実施し、銀行持株会社傘下に他業銀行業高度化等会社を設立する場合、「銀行」を「銀行持株会社」に読み替えて、挙証の主体は銀行持株会社になるとの理解でよいか。</p>

No.	該当箇所	意見等
7	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p> <p>(注3)(略)銀行本体をはじめとした銀行グループにおいて実証実験を行う場合には、 ※ ここで言う「実証実験」とは、他業銀行業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業銀行業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、<u>銀行本体や当該銀行のグループ会社等</u>において、当該他業銀行業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。</p>	<p>実証実験を行う「当該銀行のグループ会社等」には、銀行の子法人等(銀行法施行令第4条の2第2項)や関連法人等(銀行法施行令第4条の2第3項)も含まれるとの理解でよいか。 他業銀行業高度化等会社の設立が必要な新規事業の検討では、子法人等や関連法人等も含めたグループ会社が持つ既存の商品・サービスとの組み合わせやノウハウの活用可能性の検討も想定される。そのため、実証実験には、子法人等や関連法人等も関与できることが望ましい。</p>
8	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p>	<p>既に設立済みの他業銀行業高度化等会社で新規事業を行うに際しての採算性・事業継続性等の検討のために、銀行または設立済みの他業銀行業高度化等会社を含む銀行グループにおいて実証実験を行うことも可能であるとの理解でよいか。</p>
9	<p>V-3-3-4 (1)基本的な考え方 (注3)※</p>	<p>他業銀行業高度化等会社の設立要否を検証するために、既存の他業銀行業高度化等会社で実証実験を行い、結果として新会社ではなく既存の他業銀行業高度化等会社の新規事業として実施した方がよいという結論になるケースも想定される。その場合、認可時に個別に付された条件の遵守等を前提として、既存の他業銀行業高度化等会社で新規事業として営めるという理解で良いか。</p>

以上